

変更届提出書類一覧 地域密着型通所介護

		事業者 (運営法人)		事業所			人 員					営業日・営業時間 サービス提供時間	利用料金	専用区画	利用定員	通常の実施地域
		名称・所在地・代表者	電話番号・FAX番号	名称	所在地	電話番号・FAX番号 メールアドレス	(管理者に関する変更 (住所含む))	生活相談員の変更※1	看護職員の変更※1	介護職員の変更※1	機能訓練指導員の変更※1					
提出書類	事前相談			要	要							要		要	要	
	利用者への通知文等、案内方法がわかるもの			事前提出	事前提出							事前提出	○			
	料金算出根拠資料												○			
	事業所（施設）の平面図 ※専用区画変更の場合は変更前も添付				事前提出									事前提出	事前提出	
	変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	申請書付表			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
	土地・建物に係る権利関係を明らかに することができる書類の写し（法人が所有する場合） 賃貸借契約書の写し（賃貸借契約による場合）				○											
	直近の登記事項証明書の写し	○														
	勤務一覧表（変更日から4週間分）						○※6	○	○	○	○	○			○	
	生活相談員として認められる資格証の写し※2※3							○								
	看護師・准看護師資格証の写し※2								○							
	機能訓練指導員として認められる資格証の写し※2※4										○					
	運営規程及び新旧対照表	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○
	重要事項説明書及び新旧対照表	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○
	その他知多北部広域連合が必要と認めるもの※5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

届出書の控え(コピー)は必ず事務所で保管してください。

【アイコン説明】

○・・・必ず提出が必要な書類

△・・・変更がある場合に必要となる書類

- ※1 6月特例措置あり
- ※2 姓が変わっている場合は、戸籍抄本等の確認書類を添付。
- ※3 ①～⑥のいずれかの資格証（又は終了証）の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①社会福祉主事任用資格
 - ②社会福祉士
 - ③精神保健福祉士
 - ④介護福祉士
 - ⑤介護支援専門員
 - ⑥保育士
- ※4 ①～②のいずれかの資格証（又は終了証）の写し ※新たに就任する方のみ提出
 - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師若しくはあん摩マッサージ師の資格
 - ②はり師若しくはきゅう師の資格※①の資格を持つ機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務した経験を有することがわかるものも添付
- ※5 該当事業者へ個別に案内します。
- ※6 管理者の住所変更の場合、提出不要です。